

鳥取縣公報

昭和十五年十月廿五日
第一千七百七十七號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A⁵判

告示

◇鳥取縣告示第八百八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル綿製勞働作業衣ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年十月二十五日

綿製勞働作業衣販賣價格

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

女子作業衣上衣	種 類	型	使用生地	備 考
同 同 同	特大 大 中 小	細綾九號ノ國防色染	日本特免作業被服製造株式會社以外ノモノノ販賣價格	上衣ハ紐付、紐ナシ共ニ價格ハ同シ
			三、三〇 二、九〇 二、六五 二、五〇	

女子作業衣下紐付	特大	細綾九號ノ國防色染	三、一〇
同	大	同	三、〇五
同	中	同	二、九五
同	小	同	二、八五
女子作業衣下紐ナシ	特大	細綾九號ノ國防色染	三、六五
同	大	同	三、二五
同	中	同	三、一〇
同	小	同	二、八五
女子作業衣上衣	特大	紺織 一號	二、五〇
同	大	同	二、二五
同	中	同	二、一五
同	小	同	一、九五
女子作業衣下紐付	特大	紺織 一號	二、三〇
同	大	同	二、二五
同	中	同	二、一五
同	小	同	二、一〇
女子作業衣下紐ナシ	特大	紺織 一號	二、五〇
同	大	同	二、三〇
同	中	同	二、二五
同	小	同	二、一〇

上衣ハ紐付、紐ナシ共ニ
價格ハ同シ

取縣告示第八百九號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル南洋材ノ販賣價格左ノ通指定ス
昭和十五年十月二十五日

一 ベニヤ板

厚

- 三 耗
- 三 耗半
- 四 耗

小賣業者販賣價格

- 一、一三
- 一、二二
- 一、四一

(單位長六尺幅三尺ノモノ一枚)

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- (イ) 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
- (ロ) 厚四耗ヲ超ユルモノハ二分ノ一耗ヲ増ス每二十八錢上ゲトス
- (ハ) 本表價格ハ單板三枚ノベニヤ板ノ價格トシ更ニ單板二枚ヲ増ス每二十錢上ゲトス
- (ニ) 幅一尺五分、一尺二寸五分、一尺五寸五分等ニ裁斷シテ天井板用ニ木取セルモノハ本表價格ノ一割上ゲトス
- (ホ) 板ノ大サ十八平方尺ヨリ小ナルモノノ價格ハ本表價格ヲ基礎トシテ算出シタル一平方尺當單價ニ當該板ノ平方尺ヲ乘ジテ得タル額トス
- (ヘ) 板ノ大サ十八平方尺ヲ超ユルモノノ價格ハ本表價格ヲ基礎トシテ算出シタル一平方尺當單價ニ當該板ノ平方尺ヲ乘ジテ得タル額ニ更ニ左ノ増値ヲ加算スルコトヲ得

鳥取縣公報 第千七百七十七號 昭和十五年十月廿五日 (第三種郵便物認可)

七

肥料	同	同	水	同	火	同	同	同	便	同	同	同	釣	同
杓			杓		起				器				瓶	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	三十一番製	同	二十九番製	同	三十一番製	同
一升五合	中	大	大々	中	大	大	大	大	大	小	大	小	大	四斗入
柄ナシ	同	同	柄付	同	高口	同	差込	亀甲型	小兒用	同	同	同	高口	同
同	同	同	同	高口	一	二	蓋	並型	一	二	二	二	高口	同
同	同	同	同	サ徑	九	七	付	並型	九	二	一	一	サ徑	同
同	同	同	同	同	〇	四	同	同	五	〇	〇	〇	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
、五〇	、一九	、二一	、二五	、一八	、二二	、五一	、六二	、九五	、九五	、八二	、九六	、七〇	、八二	四、四〇
、五五	、二〇	、二三	、二七	、一九	、二四	、五六	、六八	、一〇四	、一〇四	、九〇	、一〇五	、七七	、九〇	四、六四
、六六	、二四	、二八	、三二	、三三	、二九	、六七	、八二	、一二五	、一二五	、一〇八	、一二六	、九二	、一〇八	五、八一

同	同	同	同	同	同	米	同	同	同	同	同	同	同	同	同
						櫃									
二十八番製	同	同	同	同	同	三十一番製	同	同	二十八番製	同	同	二十九番製	同	同	同
三斗入	三斗入	二斗五升入	二斗入	一斗五升入	一斗入	五升入	大々	極大	別大	大々	極大	別大	大々	極大	極大
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三、五二	三、二〇	二、七五	二、二〇	一、八〇	一、四〇	一、一〇	一、一三	一、二五	一、三八	一、〇八	一、一九	一、三三	、九二	一、〇二	一、〇二
三、七	三、五二	三、〇二	二、四二	一、九八	一、五四	一、二一	一、二四	一、三七	一、五一	一、一八	一、三〇	一、四六	一、〇一	一、一二	一、一二
四、六四	四、二二	三、六二	二、九〇	二、三五	一、八五	一、四五	一、四九	一、六四	一、八一	一、四二	一、五六	一、七五	一、二一	一、三四	一、三四

鳥取縣公報 第千七百七十七號 昭和十五年十月廿五日 (第三種郵便物認可)

六

同	小	同	同	同	同	同	同	同	同
	桶								
同	三十一番製	同	同	同	同	同	同	同	同
同	大々	同	同	同	同	同	同	同	同
同	大	同	同	同	同	同	同	同	同
同	大々	同	同	同	同	同	同	同	同
同	二升	同	同	同	同	同	同	同	同
同	口徑	同	同	同	同	同	同	同	同
一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
四	五	五	六	七	〇	四	五	六	七
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
五	六	七	五	五	六	六	五	五	五
八	四	五	〇	五	五	五	五	五	五
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
六	七	八	五	六	七	七	一	〇	〇
三	〇	二	五	〇	一	一	一	一	一
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
七	八	九	六	七	二	二	五	二	二
六	四	八	六	二	二	二	五	二	二

二十八番以上ハ板金厚サ一番ヲ増ス毎ニ價格五分ヲ増スモノトス
 生産者販賣價格、卸賣價格ハ店先渡價格トシ荷造費及運送賃ハ買主負擔トス
 小賣價格ハ店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年十月二十五日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコソゾルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第八百十一號
 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ
 組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額
 ト看做ス

昭和十五年十月二十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣陶器商組合聯合會

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ陶器及磁器ノ販賣ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日

(イ) 額 別記ノ通

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年十月二十五日

鳥取縣公報 第千百七十七號 昭和十五年十月廿五日 (第三種郵便物認可) 一一

同同鍋同同同同同同同同同同同同同同同同同

(並土ヲ用ヒテ製造セルモノ)

(特殊土ヲ用ヒテ製造セルモノ)

同同八同同二同同三同同四同同五同同六同同
寸 五分 寸 寸 寸 寸

並中上並中上並中上並中上並中上並中上並中

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

、四四〇 四七九 五一九 一四九 一六四 一七九 一七九 一九六 二一五 三〇二 三三二 三三二 三六〇 四〇三 四四〇 四七九 六〇〇 六六〇 六六〇 七一九 〇九六 一四〇

、五九〇 六五〇 七〇〇 二〇〇 二二〇 二四〇 二四〇 二七〇 二九〇 四一〇 四五〇 四九〇 五四〇 五九〇 六五〇 八一〇 八九〇 九七〇 一三〇 一四〇

同同同同同同同同同同同同同同同同同

行平(並土ヲ用ヒテ製造セルモノ)

二同同三同同四同同五同同
寸 寸 寸 寸

並中上並中上並中上並中上

同同同同同同同同同同同同同

、一三 一二四 一二四 一三五 一九一 二〇九 二二五 二五五 二七四 二九六 三七二 四〇七 四四一

、二五〇 二五〇 二七〇 二八〇 二八〇 三〇〇 三〇〇 三三七 四〇〇 五〇〇 五五〇 六〇〇

伊賀燒
四 認可ニ附シタル條件
(イ) 價價等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ
種別 品種 規格 單位 卸賣價格 小賣價格 備考

鳥取縣公報 第千百七十七號 昭和十五年十月廿五日 (第三種郵便物認可) 一〇

00565

00564

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同	同	四	同	同	四	同	同	五	同	同	五	同	同	六	同	同	七	同
				寸				寸			寸			寸			寸	
				五				五			五			五			五	
				分				分			分			分			分	
				寸				寸			寸			寸			寸	

並中上並中上並中上並中上並中上並中上並中上

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

、一六九	、一八四	、一九九	、二〇九	、二二七	、二四九	、二四〇	、二六四	、二八五	、二七八	、三〇三	、三二八	、三三五	、三六六	、三九六	、四六八	、五一三	、五五五	、七〇三
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

、二三〇	、二五〇	、二七〇	、二八〇	、三一〇	、三四〇	、三二〇	、三六〇	、三九〇	、三八〇	、四一〇	、四四〇	、四五〇	、四九〇	、五四〇	、六三〇	、六九〇	、七五〇	、九五〇
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

(特殊土ヲ用ヒテ製造セルモノ)

同	八	同	同	四	同	同	四	同	同	五	同	同	五	同	同	六	同	同	七
							寸						寸						寸
							五					五							寸
							分					分							寸
							寸					寸							寸

中上並中上並中上並中上並中上並中上並中上

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

、八三六	、一〇九	、一一八	、一二七	、一三四	、一四五	、一五七	、一五四	、一六八	、一八〇	、二七九	、二九四	、二〇九	、二一四	、二二三	、二五〇	、二九六	、三二三	、三四八
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

、一〇四	、一二〇	、一五〇	、一六〇	、一七〇	、一八〇	、二〇〇	、二一〇	、二二〇	、二三〇	、二四〇	、二四〇	、二六〇	、二八〇	、二九〇	、三二〇	、三四〇	、四〇〇	、四四〇	、四七〇
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

00575

00574

同同同同同輪同同同植同同同同同同同同同同同

同
輪
型
植
木
鉢

木
鉢

同同尺同同尺同長同長同同同九同同同八同同

三 七 六 九 八
寸 寸 寸 寸 寸

並 別 並 別 並 上 並 上 並 上 別 極 並 上 別 極 並 上

同同同同同組盛同同同三同同同同同同同同同同同

組
盛
三
ツ

三
ツ
組

三、五五〇 四、一五〇 六、五一〇 一、六一〇 一、八三八 二、六〇〇 一、三三八 一、三三五 六、二五〇 一、九一〇 一、〇五〇 一、四二五 二、二二五 三、五七五 一、九六〇 一、二二五 一、八八八 三、二三八 一、〇五〇 七、七八八

四、七九〇 五、六〇〇 八、七九〇 二、一七〇 二、四八〇 三、五一〇 一、八一〇 一、八一〇 一、八四〇 一、二三〇 一、四二〇 一、九二〇 三、〇〇〇 四、八三〇 一、二九〇 一、六四〇 二、五五〇 四、三七〇 一、〇六〇 一、四二〇

同手同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

焙
火
鉢

入

同七同同同尺同同同尺同同同尺同同同九同同

五 三 二
寸 寸 寸 寸

別 極 並 上 別 極 並 上 別 極 並 上 別 極 並 上 別 極 並 上

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

一、五五〇 二、七〇〇 六、七七五 七、六一〇 一、三二五 一、六三八 五、〇五〇 五、六二五 七、七五〇 一、一二五 四、三七五 四、八七五 六、九一〇 九、四三八 三、五七五 三、九七五 五、三二五 七、三五〇 三、九一〇 四、三〇〇

二、〇九〇 三、六五〇 九、一五〇 一、〇二七 一、五二九 二、二一〇 六、八二〇 七、五九〇 一、〇四六 一、五〇二 五、九一〇 六、五八〇 九、三三〇 一二、四四〇 四、八三〇 五、三七〇 七、一九〇 九、九二〇 五、二八〇 五、八一〇

同同同同同同摺同同同同同同同同同同同同同同

鉢

同	三升入	二升入	同	一升入	同	一升五合入	同	五合入	同	三合入	同	二尺	同	尺八寸	同	尺五寸	同	尺三寸
---	-----	-----	---	-----	---	-------	---	-----	---	-----	---	----	---	-----	---	-----	---	-----

二 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

一、九〇〇	一、九三〇	七〇五	六六五	五〇〇	五四〇	四〇〇	四〇〇	三一〇	二六〇	二〇〇	二〇〇	一五〇	一〇、七九〇	八、一七〇	六、七四八	五、一二〇	二、五七〇	一、九五〇	一、一三〇
-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

一、二二〇	一、二六〇	九五〇	九〇〇	六八〇	七三〇	五四〇	五四〇	四二〇	三五〇	二七〇	二七〇	二〇〇	一四、五七〇	一一、〇三〇	九、一一〇	六、九一〇	三、四六〇	二、六三〇	一、五二〇
-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------

同同同同同同蓋同同同同同同同同同同同同同同

ッ
ボ

同	八升入	同	同(蓋付)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
---	-----	---	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品	一 等 品	二 等 品
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

一、四六〇	一、一〇〇	二、二一〇	一、六五〇	一、二〇八	一、九〇八	一、二〇八	一、二〇八	七九八	七九八	五九八	九三〇	七〇五	五六八	二、九三〇	二、二二〇	二、四〇五	一、八〇五	一、四六〇	一、一〇〇	一、二〇〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

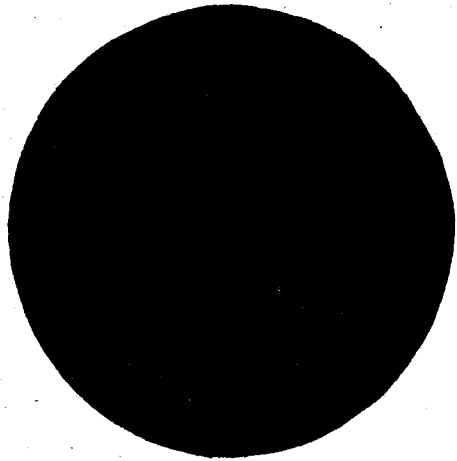
一、九七〇	一、四九〇	二、九八〇	二、二三〇	一、六三〇	一、二三〇	二、一五〇	一、六三〇	一、〇八〇	一、〇八〇	八一〇	一、二六〇	九五〇	七七〇	三、九六〇	三、〇〇〇	三、二五〇	二、四四〇	一、九七〇	一、四九〇	一、六二〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

自片口	一等品	同	、六九一	、九三〇
大々鉢	二等品	同	、五〇三	、六八〇
手洗鉢	一等品	同	二、〇二九	二、七四〇
同	二等品	同	一、五四二	二、〇八〇
同	一等品	同	、五八八	、七九〇
同	二等品	同	、四五一	、六一〇
同	一等品	同	、五一五	、七〇〇
同	二等品	同	、三九〇	、五三〇
同	一等品	同	、四四〇	、五九〇
同	二等品	同	、三四一	、四六〇

卸賣價格ハ賣主ノ店先渡價格トシ包裝費及荷造費ハ賣主ノ負擔トス
 小賣價格ハ賣主店先渡裸價格トス

彙報 第七十七號

事變特報



舉國一致
 盡忠報國
 堅忍持久

目次

一 青年國民登録に就て……………	(職業課) 三七頁
一 戰時食糧と消費規制……………	(時局課) 四一頁
第一戰時食糧問題……………	
一 七・七禁令中の一部販賣許可に就て……………	(商工課) 四四頁
一 食糧増産灌漑施設補助……………	(耕地課) 四五頁
一 甘藷の強敵黒斑病……………	(農産課) 四六頁
一 傷痍軍人と適職……………	(社會課) 四九頁
一 護國神社造營工事勤勞奉仕概況……………	(主務課) 五二頁
一 陣中でも愛國貯金……………	(時局課) 五四頁
一 學校林の造成……………	(林務課) 五六頁
一 第十一回明治神宮國民體育大會……………	(學務課) 五七頁
本縣參加人員決定……………	

券債に手に手・丸の日に毎戸

青年國民登録に就て

一 青年國民登録の意義
 戰時體制の強化に伴ひ軍需要員の充足は益々緊要性を加へつゝあるを以て、こゝに於て國民登録の一部として青年國民登録制を實施し一定年齢層に在る可働能力者を登録し人的動員の遂行に遺憾なきを期せんとするものである。

二 青年國民登録の説明

(1) 要申告者の範圍

青年國民登録に於て申告すべき者は年齢滿十六年以上徵兵適齡に達せざる男子であるが、該當年齡者でも國民職業能力申告令で申告すべき者、又は徵兵猶豫を受くる學校に在學する者は申告を要しない

(2) 申告の時期及申告機關

一般職業能力申告は毎年一回九月末日現在に
 より十月十日迄に(今年に限り十月末日現在
 により十一月十日迄に)居住地の市町村長を
 經て職業紹介所長に申告しなければならぬ。
 市町村長は之を取纏め十月三十日迄に(今年
 に限り十一月三十日)職業紹介所長に提出す
 るのである。

三 申告票の配付、蒐集

市町村長はその市町村内に居住する要申告者に
 對し勞務動態調査員又は部落會長、町内會長を
 通じ本申告の趣旨及内容の周知徹底に努め申告
 洩れのない様にしなければならない。

(1) 一般職業能力申告票の配付

市町村長は職業紹介所長より申告票用紙の交
 付を受けたるときは勞務動態調査員をして申
 告期日までに要申告者に配付せしめるもので
 ある。此の場合國民登録事務取扱規程第二十
 三條別表様式第一號による申告票受拂簿を作
 製しその受拂を明にすること。
 勞務動態調査員は市町村長より交付せられた



る申告用票紙を擔當區域内に於ける要申告者に申告期日迄に洩れなく配付するのである。此の場合國民登録事務取扱規程第二十五條別表様式第二號の連名表を作製し申告票用紙の交付を明にすること。

(2) 一般職業能力申告票の蒐集

勞務動態調査員は申告期限迄に(本年に限り十一月十日)擔當區域内に於ける要申告者の申告票を蒐集し、申告票及申告控の内容を審査し脱漏又は誤謬なきときは検印(受領印)及割印押捺の上申告控を要申告者に交付し、豫め作製したる連名表に適宜記號を付し氏名順に申告表を一括し市町村長に提出するのである。

市町村長は勞務動態調査員より提出ありたる申告票を取纏め十一月三十日まで國民登録事務取扱規程第二十九條別表様式第三號に依る送致目録を添付し管轄職業紹介所長に提出するのである。

尙勞務動態調査員より添付したる連名表は翌

年の申告期日迄保管すること。

四 申告票記入上の注意

(1) 一般的注意

- 一 申告票申告控の雙方共記入する。
- 二 文字は楷書で明瞭に墨又は青インクを以て記入する。
- 三 書き誤つた場合は線を引いて消し、其の傍に正しく記入する。
- 四 書き入れをしない欄は空欄とする。
- 五 欄外の※印は記入しない

(2) 各項目の記入方

- 一 氏名及出生 名前の右側に振假名を附け捺印する。
- 二 本 籍 地番例へば、千五百十番地の二なら一、一五〇の二の如く記入する。
- 三 居住の場所 平常居住する場所を記入する。同居して居る者は「何方」と明記する。

四 學 歴

- (イ) 小學校、青年學校、それ〴〵該當する字の右側に〇印を附ける。高等科中途退學者は

「尋卒」の右側に〇印を附ける。尙「尋中退」とあるは尋常科中途退學、「青普修」とあるは青年學校普通科修了(以下之に做ふ)を意味する。

(ロ) 其の他の學校 入學又は卒業した學校名及學科名を記入し、中途退學の場合は中途退學の學年を、卒業した場合は卒業の年を記入する。尙二つ以上の學校に入學し又は之を卒業した場合に在つては最上級の學校に付き記入する。

(例) 東京府立第八中學校(昭和十五年卒)

五 現に従事する職業

(イ) 職業名 自分の従事する職業名(家業に従事する場合を含む)を具體的に記入する。

例へば「東京府雇」「集金人」「仲仕」「料理人」「守衛」「農耕」「材木夫」等の如し。無業者は「無業」と記入する。

(ロ) 作業内容 自分の従事する職業に付てその擔當して居る仕事の内容を記入する。例へば東京府雇云へば「計算筆記」「設計圖の

寫圖其他技術的事務」と記入するが如し。

(ハ) 職業上の身分又は地位 例へば「普通工」、「見習工」、「徒弟」等の如く記入する。

(ニ) 經驗年數 現在従事して居る職業に付ての經驗年數を記入する。違つた場所又は違つた土地で従事した場合でも、それが同じ職業であればその經驗年數を通算して「何年何ヶ月」と記入する。

六 就業の場所

就業の場所(會社、工場、事務所、商店其他勤務先又は自營の仕事場)を記入する。職業の性質上就業の場所が一定しない者は「不定」と記入する。又同時に二つ以上の就業の場所のある場合は其の主な就業場所を記入する。

(イ) 名稱 「何會社何課」「何製造工場」「何商店」「何方」と詳しく記入する。

自宅を仕事場とする者は仕事場の名を、無ければ自宅と記入する。

(ロ) 所在地 就業の場所の在る郡市區町村名、字名、地番を記入する。自宅を仕事場とする

者は「居住の場所に同じ」と記入する。

(ハ) 事業種別 就業の場所に於て經營する事業を具體的に記入する。例へば工場であれば「無線電信機製造事業」等、鑛山であれば「石炭探掘業」「金精鍊業」等、店舗であれば「青果販賣業」「米穀販賣業」等、一般家庭の如く使用主が事業を經營してゐない場合は其の使用主の職業を具體的に記入する。職業が無い場合は、「無」と記入する。官公署が就業の場所であるときは「公務」と記入する。

(ニ) 使用者氏名 使用者が會社、工場等法人の場合は其の代表者の職氏名を、個人の場合は單に其の氏名を記入する官公署が就業の場所であるときは記入を要しない。

七 給料又は賃金

他人に傭はれて給料又は賃金を得てゐる者は月給で給料を受ける者にあつては其の月給を、其の他の者に在つては日給を記入する。而して月給者は「月額」の左側に〇印を、其の他の者は「月額」の右側に〇印を附ける。尙此の場合住込を

してゐる者は〇印の下に「住込」と明記する。他人に傭はれてゐない者は記入を要しない。

八 現に扶養する者の數

自分が養つてゐる者(同居してゐなくても又家族でなくても生活費の全部又は一部の仕送りをしてゐる者)の數を記入し、尙本人の戸主との續柄をも記入する。

九 總動員業務に従事する希望

國家總動員業務に従事する場合従事の場所として内地外地又は内外地共の孰れを希望するかに従ひ希望するものゝ上側に〇印を附ける。

十 精神又は身體の障礙に因り

勞務に堪へ難き者

其の狀況を例へば「兩眼失明」「右腕なし」等の如く記入する。

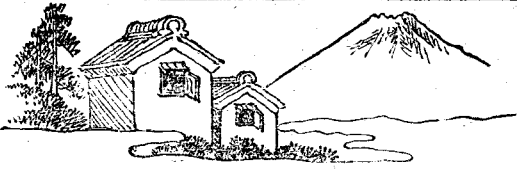
× × ×

戰時食糧と消費規則

第一 戰時食糧問題

◆ 時局の進展と食糧

支那事變もいよゝ進展しまして、支那の廣汎な領域も大半皇威に服するに至り、新支那中央政權の成立によつて本格的な完成の軌道に乗つてまひりましたが、複雑極まりない國際關係はその動向が如何に變化するものか豫想がつかませず、殊に今回の日獨伊三國同盟の結果は日本が歐洲に於ける獨伊の新秩序建設に全幅的にその指導的地位を認めると共に、獨伊も日本の大東亞に於ける新秩序建設に關して指導的地位を認め且つ之を尊重することになつて、更に三締約國中何れかの一國が歐洲戰爭又は支那事變に仲間入りをする



してゐない國から攻撃を受けた場合には、この三國は政治上、經濟上及び軍事上あらゆる手段でお互に助け合ふことになつたのでありますから、もとより何れの國に對しても我が方から戰爭を挑まうとするものではありませんが、或は時と場合に依つては如何なる變化を生じて、尙今後重大な覺悟を要するに至るかも知れり知れないのであります。

そもゝこの大聖業を此處まで推進せしめた直接の力は、勿論我が偉大なる武力の賜物であることは云ふまでもないのであります。同時にこの武力の根本をなす中樞的熱源が、戰時食糧の充足によつてなされたものであることを見逃してはなりません。

まことに食糧は吾人活動の一切の基本的熱源でありまして、あらゆる行動の根本的推進力なのであります。従つて食糧の充足が不充分であるいろゝの活動は丁度ガソリンの切れた自動車やうなものであります。結局は立往生の他に途はないのであります。殊に戰爭の時に於

きましては、所謂「腹がへつてはいくさが出来ぬ」のでありまして、戦時食糧問題は武力の擴大強化と共に最も重要な国力の根元であります。

ところが戦時の食糧問題は平時とは型が違つて居りまして、その生産部門配給部門消費部門等は離れくに起るのではなくて、戦争となればこれ等の問題がたちまちにして一貫した食糧問題としての形をとつて現はれて来るのであります。

◆ 歐洲戦の實例

現に第一次歐洲戦争の當時、ドイツの食糧問題はその生産と消費との不均衡の擴大によつて近々一ケ年を出でぬうちに破綻を告げ、イギリスではその本来の國情から生産を海外に仰いで國內としては配給部門だけに偏してゐた爲、忽ちにして生産部門はその機能を缺如するに至つて配給難に陥り、實に悲惨なる痛苦を甘受しなければならなかつたのであります。

されば今回の第二次歐洲戦争にあたりまして

は、これ等の諸國が再び武力を以て相見ゆるに至ると、戦前の周到な工作と相俟つて宣戰布告と同時に主要食糧品の全部に亘つて徹底した統制管理を斷行するに至つたことは、まことに故ありと言はねばならぬのであります。

畢竟戦時食糧の充實するかしないかといふことは、一切の戦時行動を戦線及び銃後を通じて決定的な結論に導くものであります。即ち戦時食糧の確保こそは戦争を最後の勝利に導く最捷徑なのであります。

◆ 日本の食糧問題

支那事變は既に第四年次に入つてゐますが、これだけ長い戦を續けて來れば如何に瑞穂の國の日本の豊穡力もそろ／＼食糧不足の問題が起つて來ることは當然であります。たとひそれは昨年西日本や朝鮮で大旱害が起らなかつたとしてもあります。

然るに我が國では從來の米産國の豊かさになれて、これだけの大戰争を長期に亘つて繼續してゐながら、「食糧だけは心配はない」「米には

不足しない」と云ふ考へ方が昨年の旱害が殆ど決定的となる盛夏の頃まで行はれてゐたのであります。此處に重大なあやまりがあつたことを自覺しなければなりません。

◆ 戦争と食糧需給の變化

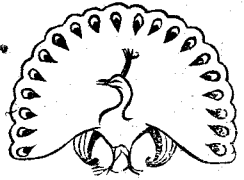
一體戦時となれば戦闘規模と期間の長短に比例して食糧の生産、消費、配給の機構にいろいろの變化を生じて來ます。

即ち現實の食糧生産關係には、生産勞力及び畜力の不足、生産資材特に肥料の不足、美田良圃の工場敷地化、漁場の荒廢、養畜業の退化等の爲に食糧生産が減少することとなり、一面消費方面では農業人口の工業人口への移行、産業勞働時間の延長等による食糧消費の増大、軍需景氣と社會的浪費の機會の増大、戦時の特殊條件に基く個人的消費の増大によつて食糧消費は増加してまゐります。又配給機構に於ては自由配給より統制配給過程への混亂、賣買獨占關係及び價格變動の激化、食糧輸送機關の硬塞化等によつて戦時食糧配給統制力の不徹底を誘發し

中小配給業者の轉失業、公共的配給機構の未完成、物資缺乏に基く物々交換等の爲に食糧市場は地方的ブロック化を生じ、食糧生産者の他物資入手困難に基く賣惜み關係の激化、消費層と生産層との間に於ける有機的聯關々係の廢絶以上を諸動因とする食糧配給關係の不圓滑化等による食糧と他物資との交換過程に於ける相關等によつて配給が困難となつて來るのであります。

従つて一朝戦時に際會すれば、極めて迅速に平時に於ける食糧秩序を戦時的秩序に移行させに行かねばならぬのであります。

x x x



七・七禁止令中の一部 販賣許可に就いて

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書又は第二條第一項但書に依る地方長官の許可範圍が十月七日附の官報を以て告示せられたが、これは左記の法令に該當する禁制品の在庫品を十月七日以後販賣しようとする場合は、知事の許可を得たもの限り販賣を許されるものである。

- 1 銅使用制限規則
- 2 白金使用制限規則
- 3 銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件
- 4 皮革使用制限規則
- 5 鋼製品ノ製造制限ニ關スル件
- 6 鉛亞鉛錫等使用制限規則
- 7 ゴムノ使用制限ニ關スル件
- 8 纖維製品製造制限規則

9 兎毛皮使用制限規則 申請上の注意

1 これ等の製造禁止物品の販賣を禁止せられてゐるのは、戦時下必要物資の節約を目的としてゐるものであるが、製造制限をせられてゐるものを禁止を犯して製造する者が見受けられるため、之を絶滅しようとする趣旨に出ずるものであるから、今回の販賣許可は全く物資活用の精神に外ならないのである。従つて決して禁制品の製造を緩和せられたものでないことを充分承知せねばならない。

2 在庫品中「銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件」「銅使用制限規則」「鋼製品ノ製造制限ニ關スル件」に該當する禁制品中別紙(一)に記載せるもの及び「昭和十五年七月商工省告示第三百三十九號に掲げたる品名」(例指輪、首飾、ネクタイピン、各種貴金屬、寶石の人造品、及模造品銀製品たる各種)は許可せられない。猶右該當品中商工省告示第三百三十九號該當以外の物品は、何れ回收方法を指示される見込である。

3 生産者、卸賣業者、小賣業者の中で二以上を兼ねてゐるものは、其の業体に應じて許可の取扱方法が異なるから申請者は様式に従つて其の旨を明かにして別紙にせねばならぬ。

4 本許可の申請をなし得る物品は固より奢侈品等製造販賣制限規則の限界價格以下でなければならぬから、若し限界價格以上のものを限界價格以下に引下げ許可申請する場合は、其の旨十月七日以前の賣價と備考欄に併記すること

5 許可申請書に記載すべき價格は公定價格協定價格、九・一八價格以下でなければならぬ。

6 商工業組合員の申請書は組合で一括取纏めて組合名で申請してもよい。但しこの場合は申請書に委任状を添附せねばならぬ。尙ほ組合が許可を代行する場合でも、各組合員別の品目數量金額等は個別的申請と同様に明瞭にせねばならぬ。

7 許可申請をした物品は、許可がある迄販賣を見合せること。

8 纖維製品であつて認定委員會の認定を要

するものは許可申請をしないこと。

食糧増産灌漑

施設補助



本縣では今回本年水稻灌漑施設を助成して米穀の生産確保を期するため、政府からの助成を得て左に掲げる費用に對して豫算の範圍内で施設者に補助金を交付することとなつた。

この補助金は知事の適當と認める團體の施設した揚水機、原動機又は其の附屬物件の購入費に對してその二分の一以内を補助する(但し他より助成金或は寄附金等を受けたものに對しては補助されない)ものである。補助金の交付を受けようとする者は規定の申請書及び成績書を來る十一月十五日迄にその施設地の屬する市町村役場、臨時水災復興事務局耕地係派出所を経由して知事に提出するのであるが、法人にあつ

ては當該事業に關する收支豫算書、法人に非ざる團體にあつては代表者を定めてその代表者たることを證する書面を添付しなければならぬ。

そして知事に於て補助金を交付すべきものと認められたときは、條件を定めて指令書を交付せられるから、補助指令を受けた者は別に定められる請求書に精算書を添付して、本年十一月三十日迄に提出するのである。縣では右の請求書を受理後、實地検査の上費用の支出精算額に對して査定の上補助金を交付するのである。

又補助金の交付を受けようとする者は事務所を設けて施設の状況、費用の收支其の他施設に關する事項を明かにすべき書類及び帳簿を備付けねばならぬのであつて、縣では當該官吏員をして關係書類帳簿及び物件を検査せしめる場合がある。

尚、補助金交付指令を受けた者で次の各號の一に該當するときは、その交付の指令を取消し又は交付した補助金の全部又は一部の返還を命ぜられる場合があるから承知して居なければならぬ。

らない。

一 定められた規程に基いて發する命令に違反し、其の他の不正行為ありと認められたとき。

二 詐欺の手段を以て補助金の交付を受けたとき。



甘藷の強敵黒斑病

甘藷に非常な損害を與へる黒斑病は近年になつて發生したものであつて、ことに鹿兒島縣、千葉縣等はその被害が非常に多く、本縣でも一部主産地にこれが發生を見てゐるから充分の注意を要する。この病原菌は土壤の中に生存してゐて、植物に寄生して被害を與へるもので、藪や苗について傳播される。

この病害は貯藏中の藪に被害を與へるばかりでなく、苗をおかし、また收穫以前の地中でも病原菌にたへ得ない弱い藪はこれに犯されて腐敗してしまふので、收穫に大損害を與へるおそろしいものである。

△黒斑病の病狀

(イ) 苗代における苗の病狀

病害は床土にかくれた部分に發生するので最初は病害の有無は見分けが困難であるが、病害が追々進むにつれて健康な苗にくらべて葉の色がうすくなり、發育も劣つて來るのがわかる。

このごろになると黒い斑點が床土にも莖にもあらはれて、床土に埋没した部分はだん／＼黒色になつて腐敗してしまふ。また發芽當時にこの疾病におかされると、そのまま黒色に變つて腐敗するのである。なほ黒い斑點が出來てしばらくすると、その部分にたくさん剛い毛が出來てまた黒い粉のやうな胞子が生ずる。

(ロ) 採苗後及び本圃における病狀

苗床からとつた苗はたばねられた後植ゑられ

るのであるが、この時病害を受けた苗がそのたばの中に一本でも混つてゐると病原菌が全部に傳染する危険がある。

本圃に移植されて約十日程もたつて最下部の葉が黄色になつたまゝで生色のなくなつてゐるものがあるが、これは多くこの病害を受けてゐるものである。そしてついにこの黄色い葉は落ちてしまひ、心の葉も伸びないでそのまま枯死してしまふ。

(ハ) 藪塊における病狀

根塊、つまり藪の病害は、收穫以前、地中であつたとき貯藏中に發生する。地中では土壤中にあつた病原菌によるものと、被害を受けた苗から傳染するものがある。この藪に病原菌が侵入するのは虫害やその他による傷口からでとくに藪に病斑が多く現れ出すのは八月中旬以後の、丁度藪の肥つてしまつたころである。病斑は多くは圓形で、表面は灰白色又は暗黒色を皮をむいて見ると中は緑褐色か暗黒褐色になつて居り、丁度コルクのやうな状態になつてゐる

ものもある。

貯藏中にはこの病斑點がますます大きくなつてその部分が凹み、苗のときのやうに黒い剛毛と黒い粉のやうなものが生へて来る。この病斑は初めのうちは表面の皮や、皮のすぐ下の部分だけであつても、貯藏中にどん／＼内部にまで進んで、時には全部の諸に蔓延し、全部腐敗してしまふやうなこともあるのである。

黒斑病は以上のやうな病状をあらはすので、よく黒痣病根腐病と間違へられやすいものであるが、黒痣病は決して皮の内部まで侵入するものではないし、また根腐病は古い病斑のところにも黒斑病のやうな剛毛が生えないから、すぐ區別することが出来る。

△豫 防 法

(イ) 種 諸 に 對 する 注 意

種諸はたしか無病地のものをとり、もし病害があるときは斑點の有無を嚴密にしらべて病斑のないものを消毒して貯藏し、また床臥する消毒は二斗式または二斗五升式石灰ボルトー液

を用ひ、このうちに二十分から三十分間浸して行ふ。もしやむを得ず病害を被つた諸を使はねばならぬ場合は、諸をよく検査して病斑のある部分を入念に切りとり、よく消毒してつかはねばならぬ。

(ロ) 苗に對する注意

苗は病原菌を持つてゐるものは使はぬやうにすべきことは勿論であるが、自給のものでなく他から購入した不安のものは、必ず莖の下端を一部切断すると同時に消毒してから植ゑる。消毒液は昇汞液一千倍、ウスブルン八百倍、または二斗式あるひは二斗五升式石灰ボルトー液を用ひる。昇汞液またはウスブルンの場合は消毒時間は十五分で、その後水洗ひをしなければならぬ。ボルトー液のときは消毒時間は二十分間で水洗ひの必要はない。昇汞液、ウスブルンを使ふ場合、水洗ひの後には充分乾燥しないでたばねておく、氣温の高いときなどには苗がいたむことがあるから充分注意しなければならぬ。

(ハ) 苗床に對する注意

苗床の土は一度使つたものは使用せず、苗床を作るたびに毎に病害の心配のない新しい土を使ふことが肝要で、若しやむを得ぬときは焼土法によつて充分殺菌して使ふべきである。なほ被害苗床の蒸熱材料は堆肥か厩肥に使ひ、これは畑地でなく必ず水田に施用する方が安全である。

(ニ) 被害圃場についての注意

この病害の傳染率は苗よりも土壤によるものが多く、しかも一度土地の中に蔓延した病菌は、容易に撲滅することができないものであるからまづ當面の問題としては連作をさけて他の作物との輪作を行ふがよい。もしこれが不可能の場合は耐病性の品種、無病の種類をえらんで出来るだけ長期にわたる貯藏をさけ、早く切乾甘藷として供出し黒斑病による損害を少くすることが肝要である。

傷 痍 軍 人 と 適 職



傷病の治癒した傷痍軍人に最も適當な職業を與へることは、一身を抛つて御國のために勇戦奮闘し、其の結果傷つき或は不幸病に罹つて遂に後送せられるに至つた傷痍軍人を遇する最上の途である。

そこで軍事保護院では、此の方面に造詣の深い人を職業顧問に委嘱し、或は道府縣廳に職業指導専務職員を配置され、又本縣にも配置されてゐるのであるが、之等の人々が職業紹介所、在郷軍人職業輔導部等關係機關と相提携して、傷痍軍人がまだ、陸海軍病院に在院中から、既に職業の相談や指導を行ふやうにしてゐる。

△最も良い職業とは

それでは傷痍軍人に取つて最も適した職業とは何であるか。之に一言で答へることは困難である。一般に職業を決定する條件は實に複雑多岐であり、殊に傷痍軍人の場合には傷痍疾病の狀態と云ふ特殊な要因が加はつてゐる。其の傷痍疾病の狀態が又各個人毎に千態萬様であるから、適職も亦それ／＼の場合に應じて考慮されなければならぬ。

併し此處に傷痍軍人の職業指導をするに際し此の一つの根本的な方針とでも云ふべきものがある。それは原職復職と呼ばれる所のもの、即ち應召又は入營以前に従事してゐた原職に復職するやうにすると云ふことである。

蓋し以前の職業的經驗と云ふものはそれが如何に短期間であり、又如何に平凡に見えても決して軽々しく見捨てられるべきものではない。ドライバーを使つたとかペン字を書いたとか云ふやうな極めて微々たる經驗でも、それが更生の芽となり再起の肝腎な足場となつたと云ふやうな場合も少くない。

従つて若し事情が完全な原職への復職を許さない場合でも、何等かの意味で前職の經驗を生かして行く方法、即ち類似職業への轉職と云ふことが望ましく、純然たる轉職は最後の段と云つてもよいのである。

△傷痍軍人の原職復職

それでは今次事變の傷痍軍人がどれ程原職に復職してゐるか云ふと、昨年の秋全國一齊に行はれた第一次傷痍軍人職業調査では有職者の七割が原職へ復職して居り、三割が轉職した者となつてゐる。

併し四肢の一部を切斷しなければならなかつたと云ふやうな重傷の場合には其の儘では原職に戻れないことが多いが、本人の鞏固な意志があれば技術の發達は一見不可能事を見事可能に轉化させてゐる。

足を傷つけた軍人が立作業に無理な事は勿論だが、從來立つて作業してゐた仕事が必要しも總て立作業でなければならぬとは云へない。小さな旋盤等の場合には、腰掛や患脚の保持臺等

を作つて椅座業に代へられるし、又手の作業を技術的に足の作業で代へることも出来る。從來手でやつてゐた簾の製作を足踏作業に工夫替へした例や、又博物館の入場券改札手のために足踏機械を考案したと云ふやうな例が少くない。

併しながら傷痍の狀況や技術的な條件から云へば原職復職は可能でも、其の他の事情でそれが不可能な場合もあり、又原職のなかつた者もある。

之等に對しては事變以來各方面の求人が多く中には充分な理解の下に特に傷痍軍人を大量に求人する向も多い。そして現に産業戦線に活躍してゐる。片腕を切斷して火薬を作り、右眼、右手、右足を損傷した者が軍需化學工場に働か義肢を驅使して兵器を作る工作機械で作業してゐると云ふ例や、職業生活に取つて最も致命的であるとか考へられる失明軍人が、某陸軍作業廠で數名工員となつてゐると云ふ事實がある。

△傷痍軍人と精神力

併し能く調べて見ると、之等の驚くべき事實

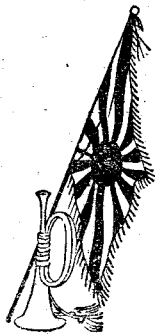
の裏には強固な意志力と忍耐力とが根柢をなしてゐると云はれる。だから傷痍軍人の適職は先づ自身から作り出さなければならぬ。それと同時に之等の精神力は、他方では家族や隣人や雇傭主達の心掛けに依つても左右されると云ふことを忘れてはならない。家庭生活に不安があり隣人に不和があつたら、決して不撓な精神力は生れ出ないし適職も亦成り立たないのである。

要するに本人の強い精神力と技術的指導とが渾然一体となれば、例外は無限に無數に作り出されるのである。斯う云ふ意味で、傷痍軍人の適職は一應の測量の上に強く創造されねばならぬものだ云ふことが出来やう。

尚ほ本縣の職業指導事務職員は鳥取縣會議事堂にある傷痍軍人相談所内に設置されてゐるので、傷痍軍人で職を求められた方は右相談所にお出でになれば相談や指導を行ふことになつてゐるからどし／＼利用せられたい。

護國神社造營

工事勤勞奉仕概況



護國の神靈に感謝の誠を捧げると共に銃後の國民精神を昂揚し、規律節制ある團體訓練の徹底を期し、勤勞報國の信念を啓培するため、曩に縣では「護國神社造營工事勤勞奉仕隊」を編成して去る七月二十日より十月十八日までの間勤勞奉仕を行はしめたのであったが、其の結果第一期分調査に依る勤勞奉仕延人員は六千二十一人(中等學校奉仕隊を除く)であつた。其の内譯を記すと次の如くである。

△岩美郡青年團 五四六人
倉田(三二人)米里(五三)宇倍野(四八)東(九)

成器(四五)大茅(三〇)面影(二三)津ノ井(四五)
五(福部(五一)大岩(三一)本庄(三一)小田(二七)網代(三七)田後(二一)蒲生(二三)浦富(二四)岩井(一六)

△八頭郡青年團 五三四人

河原(二四)用瀬(一七)若櫻(六)賀茂(四四)國中(五〇)船岡(三〇)大伊(一九)國英(三〇)八上(一〇)西郷(一四)散岐(二四)大(三一)佐治(九)社(一三)山郷(四)大御門(四二)隼(一八)安部(一四)丹比(一一)八東(一二)池田(一五)上私都(一五)中私都(一五)下私都(二四)智頭(一〇)富澤(九)山形第一(五)山形第二(六)土師(五)那岐(八)

△氣高郡青年團 一、一四五人

鹿野(五七)青谷(三四)神戸(五六)大和(五二)美穂(二〇)大正(六〇)東郷(三九)小鷲河(五二)豊實(四五)明治(八二)湖山(六六)松保(三

〇)千代水(三六)吉岡(二七)大郷(三四)末恒(三一)寶木(六五)酒津(一五)瑞穂(四二)正條(四三)勝谷(二八)逢坂(三八)中郷(三八)勝部(五四)日置(六八)日置谷(三三)

△鳥取市校下各團體 一、四四二人

修立校下各團體(一六五)久松校下同(六五)中ノ郷校下同(一四〇)賀露校下同(一五三)醇風校下同(一二六)遷喬校下同(三三〇)日進校下同(一五五)稻葉校下同(一三五)富桑校下同(一四三)美保校下同(一三〇)

△其の他篤志團體 二、三五四人

鳥取縣廳(五〇〇)鳥取地方裁判所同檢事局(五三)岩美郡在郷軍人聯合分會(二四五)勸業銀行鳥取支店(二八)昭和信用組合(一三)智頭町産業報國會(三五)東伯郡北谷村農會(八)智頭町警防團(一七〇)鳥取署管内警防團(八七)高農生有志(七六)鳥取市元大工町有志(二三)

△トラック奉仕

鳥取市上町有志(一〇)東伯郡榮村青年團(一八)鳥取市遷喬青年團有志(二〇)八頭郡山形第二處女會(一八)天理教信徒(四五九)

△馬車奉仕

二十台(午前中)

陣中 愛國貯金



銃後の貯蓄も八十億から百億へ、更に今年は百二十億へと躍進の三段跳び、一億一心の總動員で眞剣な努力が續けられてゐるときいて、前線の將兵たちも「俺たちも大いに貯蓄して國策に協力しよう」とばかり、前線各地の野戰郵便局の窓口には續々勇士たちの貯金が殺到し、係員はてんでこ舞をしながら嬉しい感激にむせんでゐる。

砲彈雨飛の間を一命をなげうつての轉戦また轉戦であつて見れば、暫くの餘裕を得てはつとすれば、誰しも甘いものを喰ひたい、酒も飲みたいのは人情であらう。そこをじつと我慢して

無駄な消費を抑へ、貯蓄報國に協力するこの熱意、この克己心、わが皇軍の強い所以はこゝにもよく現はれてゐる。

多くの實例の中から更に二三を挙げて見よう。北支戰線に奮戦を續ける〇〇部隊の勇士達は第一線に出て見て「戦ひはこれからだ」の感を深くし、貯蓄報國も銃後國民にまかせつばなしではいけない。われ／＼も給與金の天引貯金をして二重の御奉公をしたいと〇隊長に申出た。

この聲は各隊に電波のやうに波及して、忽ちのうちには全部隊の將兵が戰線に於ける愛國貯金運動に賛成した。

各部隊長もこの熱情に感激し、陣中愛國貯金を二齊に實施することとした。貯金額は天引で二割と定められたが、掛聲ばかりに終つた蔣介石の十月攻勢、四月攻勢等とは違つて、この貯蓄進軍は確實に歩みを進めてゐることである。

南支廣東にあつた〇〇部隊では、部隊長が兵を集めて「南支戰線と銃後を結ぶために、われ／＼は更に貯蓄報國による御奉公をしようでは

ないか」との訓示を出したところ、さつそく同部隊の勇士達はわれ／＼と軍服のポケットから、背囊から、故郷を出るときから大切にしまつてゐた小遣や、貰つたばかりの給料をそれ／＼取り出して貯金にと差出した。

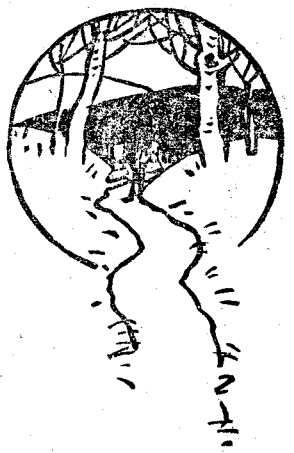
郷里で貰つた金を加へて五十圓も預け入れる兵もある。僅かな給料の中から三圓を取り出して當分煙草を節約するといふ兵、また赤くなつたニツケル貨幣や、一圓紙幣を差出す兵も多いので、部隊長が事情を聞くと、

「自分等は今餘分の金を持つてゐないので、母が千人針に縫込んでおいてくれた一圓紙幣と五錢玉を預けるのであります。」と答へる。かくして勇士達はそれ／＼緑色の戰時郵便貯金帳を握つて、元氣潑刺と軍務にいそんでゐることである。

勿論海上部隊も負けてはゐない。揚子江にし南支に進攻を續ける無敵艦隊の勇士は、擧つて貯蓄を勵行してゐる。このため海軍軍用郵便所員は、わざ／＼各艦を巡回して終日貯金受付業

務に忙殺され、また時には敵彈のうなる江上に通帳整理に徹夜することもあつたといふ。

第一線で生命を的の勇士がこれである。銃後を守る吾々がうか／＼と日々を過し、又は金があるからと云つて浪費して國家の貯蓄政策に順應しないで何としよう。まして今日収入が増加したと喜ぶ人達の、その収入増加はみな事變の影響によるものである。これを全部貯蓄して國家の戦費に使つていたゞくことは、般賑産業に携はるものの當然の義務と云はなければならぬいそれに貯蓄はこれを戦費に使つていたゞくと云ふだけではない。貯蓄することによつて自己の家産を造ることになるのであるから、これこそ忠君愛國と一家繁榮の一石二鳥である。國家の安危に當つては私利をなげうつても國家のために盡すべきであるのに、この一擧兩得の貯蓄は何は措いても一層の拍車をかけて、是非本年の百二十億貯蓄に努めねばならない。



學校林の造成

晩近時局は農林水産物資源の確保と増産を期するの要いよく切なるものがあり、特に林業に於てはバルブ用、鑛工業用、木炭自動車燃料用等として木材の需要の激増は益々甚しいものがある。政府では之が資源造成の目的を以て造林奨励を計畫し、特に紀元二千六百年記念事業として一般に種々の造林が督勵せられてゐる。

従つてこの際小學校に於ても學校林を設定し基本財産の造成を圖ると共に國家の造林政策に協力することは、兒童教養の上にも甚だ意義深

いものがあるわけである。
依つて縣では市町村をして公有林中より適地を選定して學校林を造成せしめ、この經費に對しては公有林野造林事業としての補助金を交付することとなつて過日市町村長及び小學校長に對して通牒を發したが、今回造林しようとする學校林は一校當り面積三町歩以上とし、事業は成るべく兒童の實行によつてその勤勞報國の精神の涵養に資しやうとするものであつて、事業は補助の都合上市町村事業とし、經費の三分の二以内を交付する見込で、學校では市町村當局と協議の上來る十月末日限り縣に報告することになつてゐる。



第十一回明治神宮國民體育大會本縣參加人員決定

大會本縣參加人員決定

紀元二千六百年奉祝第十一回明治神宮國民體育大會鳥取縣豫選會、並に教育勅語發五十年記念鳥取縣總力體育大會が去る九月二十一日から三日間に亘つて行はれたことは既記の通りであるが、其の結果本縣から左の百三十四名(外に役員三十八名)が、來る二十七日から十一月三日までの八日間に亘つて行はれる明治神宮國民體育大會の秋季大會に派遣せられることになり、本縣代表選手として堂々健闘することゝなつた

(括弧内は補充)

種目	一般	青年	中等	青年	警察	一般	一般	計
劍道	5	2	3	3	1	1	1	20
銃劍道	1	2	3	2	1	1	1	11
柔道	1	2	3	2	1	1	1	11
弓道	1	3	3	2	1	1	1	12
相撲	1	3	3	2	1	1	1	12
陸上競技	1	7	7	2	1	1	1	14
國防競技	1	7	7	2	1	1	1	14
排球	1	7	7	2	1	1	1	14
籃球	1	7	7	2	1	1	1	14
軟式庭球	1	7	7	2	1	1	1	14
卓球	1	7	7	2	1	1	1	14
自轉車	1	7	7	2	1	1	1	14
計	6	7	5	3	1	1	1	13

十月二十三日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第百三十九號掲載内容

- 一 紀元二千六百年奉祝特別觀艦式
- 一 秋佛印の進駐譜―北佛印の野に屯する皇軍キャンプ隊
- 一 英機をむかへ撃つドイツの某基地
- 一 七・七モンペ部隊―大阪市
- 一 臣道實踐を説く近衛首相
- 一 大政翼賛三國結盟國民大會―全國にあがるとよめき
- 一 官立の花嫁學校―山形縣、長野縣
- 一 讀物ペーシ
- 一 〇新日本の發足 〇一路總動員體制の強化へ 〇新體制と舊體制―有馬伯 〇明るき家―火野葦平 〇主婦の智識―秋と蟲干 〇漫畫 〇其他
- 一 週報第二一號掲載内容
- 一 強化された總動員法
- 一 價格停止の一年延長

- 一 實金はどうなる
- 一 銀行等資金統制令
- 一 ルーマニア、樞軸の傘下に入る
- 一 紀元二千六百年奉祝第十一回明治神宮國民體育大會
- 一 精勵運動は大政翼賛運動へ
- 一 新支那讀本 (十三)

貯蓄の結晶
興亞の光

昭和十五年十月廿五日印刷
昭和十五年十月廿五日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高野大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所